

平成 20 年度環境技術実証事業検討会 VOC 簡易測定技術分野  
ワーキンググループ会合（第 1 回）  
議事概要

1. 日時：平成 20 年 9 月 5 日（金）10:0～12:00
2. 場所：法曹会館 3 階 富士の間
3. 議題
  - (1) WG 設置について
  - (2) VOC 簡易測定技術分野について
  - (3) 検討の方向性について
  - (4) 今後の検討スケジュールについて
  - (5) その他
4. 出席検討員：有菌幸司（座長）、岩崎好陽、坂本和彦、佐々木裕子、土井潤一、三笠元  
欠席検討員：なし
5. 配布資料
  - 資料 1-1 WG 設置要綱
  - 資料 1-2 本 WG の設置目的
  - 資料 2-1 VOC 簡易測定技術について
  - 資料 2-2 VOC 測定機器（市場調査）
  - 資料 2-3 各府省の VOC 対策
  - 資料 3 実証試験要領作成の方向性
  - 資料 4 今後の検討スケジュールについて（予定）  
  - 参考資料 1 新分野の拡大について
  - 参考資料 2 揮発性有機物質濃度の測定法（公定法）
  - 参考資料 3 環境技術実証事業パンフレット
  - 参考資料 4 平成 20 年度環境技術実証事業実施要領

## 6. 議事

会議は公開で行われた。

### (1) WG 設置について

- ・ 事務局から資料 1-1、1-2、参考資料 1 に基づき、WG 設置要綱、設置目的について説明し、検討員により了承された。

・

### (2) VOC 簡易測定技術分野について

- ・ 事務局より資料 2-1、2-2、2-3、3 に基づき、VOC 簡易測定技術の内容と今後の検討の方向性について説明
- ・ VOC 簡易測定技術のニーズに関して検討がなされ、自治体の立ち入り検査や事業所の工程管理が例としてあげられた。
- ・ 広範な技術、機器の中から実証事業の対象として適当な技術、機器について検討がなされた。
- ・ 来年度以降の実証事業に関して試験方法や場所の検討がなされた。

・

### (3) 今後の検討スケジュールについて

- ・ 事務局より資料 4 に基づき、今後の検討スケジュールについて説明。

### (4) その他

- ・ 特になし。

## 7. 主な意見

### 【ニーズに関して】

- ・ 自治体の立ち入りの担当者を通じて PR も行うと有効ではないか。
- ・ 印刷業界は複数の成分、洗浄業界では主に単一物質を取り扱う。全ての現場のニーズが ppmC ではなく、バリエーションがあるため、対象施設の決め方をどうするのか。
- ・ 現在 VOC 抑制技術では、エンドオブパイプから工程管理にウェイトが移っている。工程管理の成果を簡易測定器で示せるという点にニーズがあるのでは。
- ・ 公定法ではバックで計るが、管理の時はオンラインで連続測定すれば有効であるということを示せれば良い。
- ・ 排出量は短期的にはなかなか確認できず、現場での取り組み効果の説得性は濃度にあるが、実際には現場は測定器具を持っていないので、自治体にリースして欲しいというニーズはあると考えられる。
- ・ 簡易測定が一番使われるのは、各発生源を歩きながら計って使うことが多いのではないかと。自治体の対象者や処理メーカーが使うだろう。ハンディでポータブルなものである

ことは重要である。多少高くても精度がよければ、ニーズがある。

#### 【対象技術に関して】

- ・ 簡易測定「簡易」の定義の仕方を検討しなければいけない。
- ・ 簡易測定法は、オンサイト、オンタイムにおけるチェックとして有効に使ってもらえるかが重要である。
- ・ 単一物質であれば、従来技術でかなり対応できるので、今回は単一技術で対応できないところを考えるべきでは。
- ・ 単一成分については、その物質の検知管を使った方が精度は高い場合がある。複数成分については、ミネラルスピリッツの検知管や VOC の検知管もメーカーから出ているので検討すべき。
- ・ VOC はメーカーがたくさんあるが、簡易測定の場合はまだメーカー数が少ない。
- ・ 色々な簡易測定法が可能で、公定法に準じたものも良いといった考え方にしておくとな提案者がたくさん出てくる。
- ・ 現場でバッグではなく測れる方法がよい。アドバイザー、中小事業者への使いやすさが重要となる。
- ・ 簡易測定器では、出てくる数字が ppmC に対応するものではなく、自社独自の方式で、校正曲線にしたがって数値が出てくるものもある。
- ・ VOC の成分によって影響度が異なるため、公定法で測定した ppmC で濃度が低くても有害性が高いといったものもある。簡易技術ではその点をどのように評価するか。
- ・ 自主的取り組みの対象は排気口だけにとどまらず、室内環境、作業環境の濃度低減も重要であるため、簡易測定器の用途に残しておく必要があるのではないか。

#### 【実証方法に関して】

- ・ 実証事業を始める初期に色々な事業を検討した。単一成分のような書類審査で信用できるものは、メーカーが出しているデータについて評価したものを一覧表にして実証すれば良いのではないかという議論があった。
- ・ 最初に書類で確認してから、必要な実証するのも良いのでは。韓国や米国でもデータを整理することで実証している。
- ・ 現場で、実証試験に持ち込んでいただかないとわからないケースもあるので、実証試験はやはり必要である。
- ・ 実証の場所は重要であり、どの程度の濃度まで測れるのかは場所によっても異なる。ダイナミックレンジがどの程度であるかを見極める必要がある。また、そうした現場での測定に加えて、標準物質を測定する必要もある。
- ・ 規制の効果を外向けにアピールできるものは、インプラントでの環境向上である。自主的取組をやってもらえるような例を実証試験の中で示せば取組が増えるのでは。